

各政党の消費者政策に関するアンケート調査 (2013年7月4日現在)

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

3. 「加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度」「不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度」(設置法附則)の創設に関する貴党のお考えをお聞かせ下さい。

【自由民主党】

消費者をめぐる政策として1. の回答にまとめられています。

【参考】総合政策集(抄)

280 消費者保護・育成施策の充実

消費者庁創設時の理念に立ち返り、真に消費者目線に立った行政機能の強化、すなわち司令塔(消費者庁)、監視機能(消費者委員会)、センターオブセンター(国民生活センター)、それぞれの機能の充実を図ります。

また食の安全・安心を図るため、食品表示の一元化を進めるとともに少額多数の被害者の救済策として「集団的被害者救済制度」を整備し、消費者と事業者双方の信頼関係を構築することにより、経済の活性化を図ります。

さらに「消費者教育」を推進することで、騙されることなく、社会的に自立した消費者を育成し、公正で持続可能な社会環境をつくります。

【公明党】

いわゆる悪質商法による消費者への深刻な財産被害は現在も後を絶たず、近年、特に契約当事者における高齢者の占める割合が増加しています。今後、さらなる高齢化が進展する中、消費者の財産被害への対応の重要性は高まっており、このような問題への対応策として、「加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度」や「不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度」を創設することは有効であると考えています。

また、昨年成立した改正消費者安全法や、現在継続審議中の「集団的消費者被害回復のための訴訟制度」創設のための法案によって、消費者被害救済のための一定の整備が図られつつあり、こうした取組みを着実に進める必要があると考えています。

【民主党】

当該制度についても民主党政権において検討を進めてきたものであります。

民主党は、平成21年(当時野党)、違法に得た利益を事業者からはく奪し、消費者の被害を迅速に回復するため、実効的な違法収益はく奪制度を導入、適格者団体との役割分担により財産保全命令・損害賠償等団体訴訟で、確実な違法収益のはく奪、被害回復を実現する「消費者団体訴訟法案」を提出しました。

「消費生活相談の過半を占める財産被害の救済と消費者団体訴訟制度を実効あるものにするため、悪徳業者が違法に集めた財産を没収する制度を創設する」という考えを引き続き

継承します。

【日本維新の会】

現在の民事訴訟法、民事執行法上の手続きには限界があり、訴訟で勝訴しても加害者（賠償責任者）が財産を隠匿または散逸等すれば、事実上、消費者が被害を回復することができないのが実情です。加害者側がこのような現状を見込んだ上で、消費者被害を拡大させるケースも見受けられます。消費者の被害回復のためには、現実には被害相当を取り戻すことが必要であり、加害者の財産の隠匿または散逸を防止し、不当な収益をはく奪する制度を創設する趣旨には賛成します。

【みんなの党】

7月3日現在ご回答をいただいております。

【生活の党】

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律案」については、第56条から第59条に仮差押えの制度が盛り込まれており、この法律のひとつの柱として、加害者の財産の隠匿・散逸を防止、不当な利益を剥奪し被害者救済にあてることができることになっている。入口の部分でいくら民事訴訟を起こしやすいにしても、事業者によってもたらされた損害が最終的にしっかりと賠償されなければ意味がないのであって、そのような意味からも、この条文の存在は立法趣旨から不可欠であると考えられる。

【日本共産党】

消費者団体訴訟制度について、契約だけでなく、損害賠償ができるように改善する必要があると考えます。悪徳事業者の場合、手を変え、品を変えて消費者被害を起こしています。加害者の財産隠しを許さないこと、不当な利益をはく奪することは被害者の救済を確実にするとともに、次々おこる消費者被害をストップさせるうえでも有効です。

【社会民主党】

加害者の財産隠匿・散逸防止や不当利益剥奪制度の創設は、集団的消費者被害回復制度と合わせて消費者被害の予防・救済のため必要なものです。消費者被害に伴う経済損失が3兆円とも推計される中、国の責任で取り組むべき課題であり、社民党は一日も早い実現に努力します。